

令和元年度 第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和元年5月10日（金）

| | | |
|------|--|---|
| | 令和元年度 第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会 | |
| 日時 | 令和元年5月10日(金) 午前10時～正午 | |
| 場所 | 杉並区役所 中棟4階 第1委員会室 | |
| 出席者 | 委員 | 高見澤、小笠原、正木、幸田、松枝、大橋、白鳥 |
| | 条例第13条による出席者 | |
| | 説明員(区) | 土木担当部長 建築課長 狭あい道路整備課長 副参事(特命事項担当) 土木管理課長 |
| 傍聴 | なし | |
| 配布資料 | 事前 | ・平成30年度 第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録 |
| | 当日 | ・次第 ・狭あい道路の拡幅に関する施策について(諮問) ・狭あい道路の拡幅に関する条例の効果・検証について ・平成30年度第3回杉並区狭あい道路に関する協議会議事録 【参考資料】 ・狭あい道路拡幅整備に関する課題及び対応策の一覧 |
| 会議次第 | 1 開会 2 土木担当部長挨拶 3 諮問 4 議事 諮問事項の審議 4 その他 次回の協議会日程調整 5 閉会 | 狭あい道路整備課長 土木担当部長 土木担当部長 進行:会長 狭あい道路整備課長 会長 |

第1回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、令和元年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催をお願いいたします。

協議会の開催に当たりまして、区長を代理いたしまして、土木担当部長の友金幸浩よりご挨拶を申し上げます。

土木担当部長 皆さんこんにちは。今年度より、前任の吉野にかわりまして土木担当部長になりました、友金と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は令和元年度の第1回目の協議会でございます。委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。また日ごろから、区の狭あい道路に関する事業につきましてご助力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

前回の協議会では、条例改正後3年目に当たり、附則にある条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、この条文を踏まえて平成30年度の取り組みと課題などについてご報告させていただきまして、皆様方から活発なご意見をいただいたところでございます。

本日は、前回のご意見を踏まえまして、条例改正後の施行状況の確認と検証及び今後の施策について、諮問をさせていただきます。

区は、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な住環境を整備し、災害に強いまちづくりを目指して、狭あい道路拡幅整備事業の加速化に取り組んでいるところでございます。

今回協議会に諮問させていただきまして、そのいただいた答申を踏まえて、さらに事業の加速化に取り組んでいく所存でございます。委員の皆様には答申の取りまとめに向けて、忌憚のないご意見をいただければと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

狭あい道路整備課長 ここで、本日出席しております区の職員を私のほうから紹介させていただきます。

土木担当部長 土木担当部長、友金幸浩でございます。

よろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 建築課長、佐々木孝彦でございます。

建築課長 引き続きよろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 土木管理課長、土肥野幸利でございます。

土木管理課長 よろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 特命事項担当副参事、浅井文彦でございます。

副参事 よろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 それでは、これからは会長に協議の開催をお願いいたします。では、会長よろしく申し上げます。

会長 おはようございます。いつもありがとうございます。

それでは、ただいまから令和元年度、第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

では議事に先立って、事務局からの報告をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 ここからは座らせて、ご説明させていただきます。本日の協議会につきましては、委員の方、過半数のご出席をいただいておりますので、令和元年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会は有効に成立しております。

また、協議会の記録のため、写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承ください。

会長 今日、議事録の署名が後でありますけれども、順番で委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。傍聴については、

狭あい道路整備課長 傍聴の申し出はございません。

会長 わかりました。それでは議事に入りますので、議事次第に則して、議事の2の諮問というところですね。これをまず受けて、その後に議事3としての審議を、配付された資料に基づいてお願いして、さらに4その他は次回日程等の調整、こんなことでよろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 では、配付資料の確認を行います。

本日の配付資料といたしまして、本日の次第。A3横のカラー刷りの、「狭あい道路の拡幅に関する条例の効果・検証について」、平成30年度第3回協議会議事録、参考資料といたしまして、狭あい道路拡幅整備に関する課題及び対応策の一覧でございます。あと、その他参考に、狭あい道路拡幅整備助成対象地区、A4版のカラー刷りの案内図を配付させていただきました。資料はお手元にありますでしょうか。不足している方はお知らせください。

平成30年度第3回協議会の議事録でございますが、事前に確認のため資料を送付させていただきました。今回、ご指摘をいただいた点を修正したものをお配りしておりますが、さらに修正のご指摘がなければ確定とさせていただきますと考えておりますので、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。それでは議事のほうへ入りまして、諮問ですね。最初によろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 協議会への諮問を行います。本来であれば区長から諮問の予定でございましたが、本日、他の公務のため欠席をさせていただいております。区長を代理いたしまして、土木担当部長友金幸浩より、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会会長に対し、諮問文を読み上げさせていただきます。

土木担当部長 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会会長様宛て、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第9条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

諮問事項は、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例附則第2項にある、条例改正後の杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例の施行状況の確認と検証及び、今後の施策についてでございます。

よろしく願いいたします。

会長 確かにいただきました。

狭あい道路整備課長 ただ今皆様の席上に、諮問文の写しを配付させていただきましたので、ご覧ください。以上で諮問を終了いたします。

会長 ありがとうございます。諮問にありますように、今までの3年間の状況の確認と、検証というのは多分評価並びに疑問、課題、それらを整理して、それに基づいて今後の施策についての意見を諮問されているという理解でございます。

前回前段の問題整理はしていただいたけれども、それでいろいろ意見をいただいて、その結果を踏まえて今日の資料説明になると思いますけれども、諮問ということは答申しなければいけないわけけれども、感じとしては今日いろいろ議論いただいて、次回にさらに今日の意見を踏まえて、資料並びに場合によったら答申のたたき台的なものを事務局で準備しておいていただいた上での議論かなと。さらにそこでの議論を踏まえて答申というような、今日、次、その次くらいは必要かなと。またそれ以上延びてもかえって合理的でないですし、次回答申というのにはちょっと無理もあるかなと。その辺はメール、資料の交

換だけする場合もあるかもしれませんが。おおよそそんな流れでいかなど。各委員さんの感触もそんなところだと思いますので、これはまた事務局のほうから、今日の最後のあたりで再度整理してお話させていただくとして。まず、今日の資料説明をお願いするというので、よろしゅうございますか。では担当課長から、お願いいたします。

狭あい道路整備課長 それでは諮問事項について、資料をご覧いただきながらご説明させていただきます。

今回の諮問は、改正条例附則第2項に、条例改正後3年を目途として、この条例による改正後の杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されていることを踏まえまして、協議会において条例改正後の取り組みと実績の状況をご確認、ご検証いただき、これに基づいて今後区のとるべき施策について諮問し、答申をいただきたいと考えております。

初めに、条例改正後の取り組みと実績についてご説明させていただきます。このカラー刷りの資料の「狭あい道路の拡幅に関する条例の効果・検証について」、こちらをご覧ください。

区では平成元年度に、杉並区狭あい道路拡幅整備条例を制定し、狭あい道路の拡幅整備事業を推進してまいりました。しかし、2項道路の事前協議を行っても、自主整備箇所の後退用地内における明確な規定がないため、花壇や自動販売機などの支障物件が設置されてしまいまして、災害や火災発生時の避難、通行、日常の緊急車両や介護車両、清掃車などの通行の妨げになっているという状況を解消できませんでした。

このため区は、後退用地の空間を確保するため、平成28年7月に条例を改正いたしました。改正条例では、こちらに記載がございますように、区、区民・事業者の拡幅に関する責務を規定したこと、後退用地に支障物件を設置することを禁止し、違反者に対する勧告、命令などを規定したこと。あと、拡幅の必要性が高い路線を重点整備路線に指定し、支障物件の重点的な指導、働きかけを行っていくことなどを定めております。

この条例改正に伴いまして、区は取り組みをこの間強化してまいりました。主な取り組みとしまして、まず事前協議において、区による拡幅整備を行うよ

う強く働きかけるとともに、過去の自主整備箇所についても、積極的に整備に取り組んでまいりました。その結果、拡幅整備延長は条例改正前の年平均約7,300メートルから8,000メートル前後へ増加し、自主整備の件数は年々減少傾向となっております。

支障物件につきましては、条例改正以降、これ以上増やさないことに注力しまして、未然防止にしっかりと努めてまいりました。その結果、平成30年度末時点で、平成28年度以降の協議における自主整備箇所での支障物件もゼロということで、認められませんでした。

また、過去の協議における支障物件につきましても、戸別訪問による周知・折衝、定期的なパトロールなどにより是正を図っております。

協議会において指定いただいた重点整備路線につきましては、説明会の実施やチラシの配布など、取り組みの周知を徹底し、戸別訪問による折衝、働きかけにより、拡幅整備、支障物件の除却を着実に進めてまいりました。

また、重点整備路線の2号線におきましては、建築基準法に適合しない建築物の是正の指導を、建築課において粘り強く現在も継続的に交渉を行っております。

さらに、狭あい道路整備課でも沿道の土地所有者に対して、拡幅整備事業への協力を要請する文書を定期的に郵送して、働きかけを行っているところでございます。

拡幅整備、支障物件除却及び重点整備路線での3年間の取り組みの進捗は、まだまだ物足りないものとなっておりますが、区といたしましては改正条例施行の目指す効果は十分発揮され、実績も積み上げられてきており、引き続き改正条例のもとで狭あい道路の拡幅整備事業に邁進していくべきと考えております。協議会委員、皆様のお考えをお示しいただきたいと思っております。

一方、3年間取り組んできまして、記載のとおり各取り組みについて課題が明らかになってございます。区ではさらに課題に対する取り組みを強化していく必要があると考えております。

前回の協議会でのご指摘も踏まえまして、課題と対応策を整理いたしました。別紙A3判、こちらの資料に、狭あい道路拡幅整備に関する課題及び対応策の一覧として、詳細を列挙させていただきました。ご覧ください。

大きく4つの取り組みについて整理させていただきました。初めに拡幅整備

につきましては、建て替えに伴う拡幅整備延長が減少している中で、さらに拡幅整備を加速化していくための施策を挙げております。これまでの取り組みを強化していくために、戸別訪問の委託の活用や、自主整備箇所への誘導強化などの取り組みを記載してございます。

次に、支障物件につきましては、過年度の自主整備箇所の後退用地に設置された支障物への対策が課題となっております。継続的な町会など、地域へのチラシ配布、説明会の実施による周知の徹底、パトロールや町会など、地域との連携による個別指導の強化などの取り組みを挙げてございます。

次に、重点整備路線につきましては、継続的な地元への働きが目に見える形で、結果としてあらわれていない状況でございますが、2項道路の中心線の位置出しを行って、折衝の条件を整えるなどをしながら、路線単位に粘り強い地元への働きかけ強化の取り組みを挙げてございます。

また、拡幅を妨げる主因でございます、建築基準法に適合していないような建築物等の是正につきましても、関連部署で連携しながらできることを探ってまいりたいと考えております。

その他に、電柱移設や老朽ブロック塀対策の取り組みなどについて挙げさせていただいております。

以上、現時点で考えられる区の取り組み強化策を挙げてまいりましたが、改めて狭あい道路の拡幅整備事業の目的を考えますと、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な住環境を整備することとしており、関連する施策、部署との連携も考慮しながら、さらに全体を見通した中での施策について、幅広く考えていかなければいけないとも考えております。

挙げさせていただいた施策につきましては、まだまだ不足する点、考察が足りない点が多く、大変申しわけございませんが、協議会の委員の皆さんにおかれましては、こうした観点もご配慮いただきながら、忌憚のないご意見をいただければと存じます。以上でございます。

会長

説明はそういうことでございますけれども、毎回そうだけれども、一度にはどうも頭に入らない部分もあると思うので、ご質問も含めてもうちょっと内容を、資料の読み方を掘り下げていくことと、それから諮問に答えるために、実績をどう評価するというようなあたりも、あるいは今後の課題をどう見定める

かというあたりも、さらに議論していただけたらと思います。

以上、カラー刷りのと縦長のとをベースにして、ご質問も多かろうと思えますけれども、どうぞ各委員からご発言をお願いします。

では、私のほうから口火を切らせていただきますけれども。両方あるわけだけれども、縦長のほうで支障物件という、2番目のものがありますけれども、そこに、過年度の支障物件が多く残っているという、この「過年度」というのはいつからのことをいうのかということと。

それから、支障物件があるということと、それから道路状態でL字溝も入れられて、道路が後退して、道路状態が確保されているということとは、物が置かれているというのとは、ちょっと重なるけれど違うと思うのですけれども。

過年度というのはいつからかということと、道路状況になっていることと、支障物件があるないということとの2点について補足していただけますか。

狭あい道路整備課長 過年度につきましては条例を改正しました平成28年度前となります。条例改正以前は、先ほども説明させていただきましたけれども、支障物件の禁止の規定はございませんでしたので、なかなか指導できなかったのです。条例改正以降は事前協議の中でも、支障物件の禁止はしっかり伝えてありますし、先ほど、この実績でも申しましたように、平成28年度以降はもう置かれていないという状況でございます。

会長 改正前ということですね。そうすると、最初の条例の20何年間と、条例さえなかった時代と全部含めたのが、言わば過年度。

狭あい道路整備課長 そうです。平成元年に条例を制定していますが、条例改正するまでは支障物件に関する規定というのはございませんでした。

委員 ちょっとすみません、この横長のカラーのだと、過年度のところは平成28年度前ではなくて、平成元年度前となっていますよ。

副参事 補足しますと、支障物件の禁止規定は、平成29年1月1日から施行されています。

委員 そうなのですけれども、過年度の、今の会長のご発言は、過年度のが多く残っているというのはいつからですかというのが、今平成28年度前というご説明だったのですけれども、資料では元年度と書いてある。

委員 この色刷りのほうの、課題のところの支障物件のところに、過年度というのはい平成元年以前と書いてあるので、今の説明と矛盾している。

委員 だから、今の説明とずれているから質問しているのです。

副参事 すみません、これは間違いです。申しわけありません。

委員 どっちが正しいですか。

副参事 平成28年12月31日以前です。

委員 そうなのですか。

副参事 元年度というのは、前の条例が元年で施行されていますので。

委員 だから、28年前のことを過年度と言っている。

副参事 正直申し上げると、自主整備があって、平成28年3月31日以前も残っていますけれども、条例施行前は整備がほぼほぼされていないので、塀も残っていたり、それからいわゆる空間が残っている状態もありますので、どちらもあるといえるということです。

委員 何件ぐらいあるのですか。

狭あい道路整備課長 区内全域で1,600件ぐらいございます。

委員 1,600件ぐらいあって。そうすると今のお話だと、前の条例の前の、昭和の時代の件数と、それから平成になってから28年までの件数の割合というのはどうなのですか。

狭あい道路整備課長 そちらについてはまだ精査はできていません。実態調査は昨年度に行いました。

委員 わかりました。1,600件ある。

副会長 要するに、条例改正によって支障物件が減ってきたと、そういう実績が上がってきたということですよ。

狭あい道路整備課長 そうですね。未然防止という形で、区のほうも事前協議ではしっかり事業者や区民の方をお願いしているところです。

副会長 だからそういう意味で、条例を改正したことによって成果が上がったということですよ。

狭あい道路整備課長 ただ、平成28年度以降はそうなのですが、平成27年度前の実態ははっきり言って、詳細についてはまだつかめていません。それについてはまた遡って調査を進めながら進めていきたいと考えています。

委員 確認ですけれども、支障物件はこの条例の前ですね。平成28年より前の支障物件に対しても、この条例の2条の5、6の勧告・命令は出せるのですよね。

狭あい道路整備課長 出せます。

委員 ですよ。

会長 勧告・命令に至ったのではないですよ。

狭あい道路整備課長 まだございません。

会長 よほど、これは本当に防災上というときは、多分ここに諮問か何かして、ここでするかどうか決めるのですよね。それで区長に、ある意味それもあれば、諮問答申を受けなければいけないということですね。

狭あい道路整備課長 重点整備路線内に、早急に改善すべき支障物件がありまして、継続的に指導を行っている最中で、何とか是正をしていただけそうなところまで進んでいますが、まだ結果が出ていませんので、ご報告はできていません。まだ勧告までには至っていないのですけれども、話は続けているという状況です。

会長 では、今のやりとりで、支障物件と過年度という関係はもう1回確認しますが、それなりの効果が、今後も努力するけれども一生懸命やっているという評価と、それからあわせて新しい改正条例になってから、自主整備の件数が、平成28年はしようがないけれども、29年、30年は激減していて。要するに、区の整備に皆さんがうなずいてくれるようになってきたということですね。

狭あい道路整備課長 そのとおりと捉えています。

会長 それで、かつ、いろいろな事情で自主整備にせざるを得なかったところにも支障物件は全く生じていないと。

狭あい道路整備課長 1件1件つぶさに調査しまして、確認しましたらゼロでした。

会長 その辺は新条例の大変大きな効果、もちろん事務局の努力もあるけれども。

狭あい道路整備課長 効果は発揮できていると考えています。

会長 それで、もう1つの質問の、支障物件のあるなしということと、L字溝も含めて道路舗装がなされているかということとは、一応無関係なわけですね。

狭あい道路整備課長 自主整備を選択しますと、道路状にする義務はございませんので、それぞれの自主的な判断で空間をあけるだけにするとか、中には、自主整備完了届が出ていないと、全ての現場を確認できていないのですけれども、実際には、自主的にL形側溝を下げられている方も見受けられます。

会長 ご自分の費用で。

狭あい道路整備課長 そういったところも今後、過年度に遡って調査していきながら、支障物件の取り組み等もあわせて、今後も続けていきたいと思えます。

会長 それも、実際に支障物件を取り除いていただき、かつL字溝も入れて、道路

形状を確保していくというあたりも、課題ではあるわけですね。

狭あい道路整備課長 そうです。

会長 そのときに、過去のものでもお金が出るかどうかということで、これも説明していただけるといいと思うのですけれども、建築行為を伴わない、まさに過年度の支障物件を除去することが1つ大事だと同時に、道路形状を、道路として確保していくことも大事だと思うのですけれども。この図はそれに関係しますか。

狭あい道路整備課長 そうですね。過去のそういった自主整備箇所につきましても対象になります。

会長 この青いところ、ピンクのところ、過年度つまり過去に一応下がっているけれども、道路状況がないと、まだ草がぼうぼう生えているとか、砂利が敷いてあるだけだというようなところで、道路整備費用を区は出せますか。

狭あい道路整備課長 拡幅にご協力いただける場合は、道路整備を区で行うことができます。

会長 後退はしているけれども、砂利敷きだったり何かして。

狭あい道路整備課長 空間はあいていて、L型は後退していないという状況であれば、その沿道地権者の方の合意が得られれば、区で道路状にすることは可能です。

会長 舗装だけするというのではなくて、塀があってそれを除去してL字溝を移してと、そういう行為になるわけですね。

狭あい道路整備課長 新しく造る塀がちゃんと後退位置より敷地内におさまっていれば、区としては道路状にできますので。区整備で行うことは可能です。

会長 区の整備が、こういうエリアでは可能であるということですね。

副参事 公費をもって道路状に整備することは、杉並区内全域で可能です。

会長 本当にそれを探し出したらすごい数でしょう。

副参事 そうですね。

会長 昭和の初期から、いわばあるわけだから。

副参事 そうですね。私有財産ですから、後退ラインの協議等をさせていただくようになります。昭和25年11月23日の建築基準法施行時以降になりますけれども、協議させていただければ、区の整備は全て可能です。

こちらの表は、それに加えて例えば突出している塀を除却する費用を助成しますよか、塀を今度新たに築造する場合に、その助成金を出しますよという地域があるのですが、地区別に重みが変わっているので、それを示したものでご

ざいます。

委員

今、会長が言っておられるL字溝を後退して、ちゃんと道路状にするというのは非常に大事だと思うのですが、それはやり方としては、協議をしてオーケーというふうに所有者の方が言ったら、そういうふうに区自身が事業としてやるわけですね。それをできているところとできていないところ、それから実際にはそういう話をしているけれども、なかなかうんと言ってくれないというところがどの程度あるのかというのはどうなのでしょう。割合的に。

狭あい道路整備課長

数値的なものにつきましては、まだ正確には把握できていない状況になりますが、過年度の部分についてはこれからしっかりと調べていきたいと思えます。

委員

でも協議をするというのは、どういうところをそれでは優先して協議をしているのですか。

狭あい道路整備課長

協議自体は、まず建築確認と併せて行う事前協議があります。

委員

いや、そうではなくて、L字溝を入れるために同意をとるというのは、結構いっぱいあるわけですね。後退しているけれどもL字溝が入っていないという。

狭あい道路整備課長

そうですね。例えばこのピンクで示させていただいている地域は、区が行った地震被害シミュレーション結果により火災の延焼リスクが高いという地域でございますので、平成30年4月に指定しまして、地域に入ってチラシを配ったり、町会にもPRをしました。

その際に、まだ道路状になっていないところを発見したら、お声がけさせていただいて、道路状の整備への働きかけを行っていますが、実態はまだ、全域ではつかめていません。

委員

でもそれは、リストはないのですか。

委員

道路状に、要するにここまで後退しましょうねという線を決めてというのは、基準法による確認が出てこなければ協議はそもそも始まらないというのが、一般的に共通の状態ですね。協議という話が出て、この辺のところはちょっと正確に理解をしないと議論もうまくいかないと思うので。

委員

何の協議かということですね。

委員

協議というのは具体的にどういうふうにやるのかというのを、もう1回整理をして、議論の出発点にきちんとしておきたいと思うのですが。

狭あい道路整備課長 事前協議というのは、まず建築確認の申請が出たときに、必ず狭あい道路整備課の窓口で区整備にするか、自主整備にするかの協議を行います。

もう1つの協議というのは、過去の、まだ道路状になっていない部分のところを発見した場合だとか、区のほうで把握した場合に、地権者の方に道路状に整備させてくださいという際の協議です。

委員 そうですね。そっちのほうを言っているのですけれども、私は。それはしかし何か不思議に思うのは、今、発見した場合はと言うのですけれども、このピンクのところはこういう指定を、30年だからまだしたばかりではあるとは思うのですけれども、そういうところでやはり、道路状になっていないところは道路状にする協議をするという方針もあるわけですね。だから、別に発見というか、そのリストがないのは、ちょっと私は不思議ですね。この地域について言うと。

今は、ここはなっているけれども、ここはなっていないと。だから、なっていないところだけでも、まだ話はしていないところと、話はしたけれども同意が得られないのでなかなかL字溝は入れられませんというところと、こういうふうに分かれますよ、普通。それがわからないというのは、私は非常に不思議です、はっきり言って。

狭あい道路整備課長 そういった実態もありますので、今年度からこの地域、ピンクの全部の地域ではないのですけれども、この約3分の1ぐらいの地域について、そういった実態調査を行ってまいります。

委員 今年。そういう説明ならまだわかるけれども。

狭あい道路整備課長 委託して行ってまいります。

委員 やっていくと。発見したときはと言うから、行き当たりばったりで発見したらそこはやるけれども、そうでないときはそのまま、わかりませんよという話だったら、これはちょっと行政としてどうかなど。

狭あい道路整備課長 そうですね。しっかり区の働きかけを行うために、地域を定め、そういった実態調査をしっかりやって、PRもして、ご協力をいただきながら、協議を行い、道路状に整備していくということを行ってまいります。

会長 そうすると、協議という言葉が確認申請に伴う事前協議というものと、支障物件の除去とか、道路空間確保のための個別協議というものの2種類があるということ、委員のご発言もありましたけれども、わかるような説明にしま

ければいけないということですね。

狭あい道路整備課長 後者は区の働きかけによる協議となります。

会長 後者については、実績というところには、あえて言わなくてもいいのかもしれないけれども、課題としてやはり支障物件の除去とともに、道路空間確保と、多少の区からの助成もあるわけですから。それも課題としてあわせて、せっかく除却して地面がもとのまま、砂利のままで道路状をなしていないとかいうのももったいない話だから、あわせて、道路としての整備をするということも課題なのではないですか。今までできていなくたって、それはしようがないことで。それに、言われるように地域を限って順次取り組んでいくような対応を今後していくというようなことで。要するに、道路幅で下がってはくれたり、何かが残ってしまったりして、一応空間はあるのだけれども、道路になっていないというのは、区内に無数とは言わないけれども、きっと物すごくあるでしょう。調べようもないぐらい。

狭あい道路整備課長 そうですね。まだ精査できていませんけれども、やはり遡って順次行って、整理していきたいと思っています。

会長 だからそれを、区内全域をパトロールして見出して全部協議せよなんていうことは、雲をつかむような話だけれども、こういう密集エリアとして、区の総合的な施策でやっているところの中では、できるだけそれを実施するというのは課題ではないですか。支障物件だけでなく。

狭あい道路整備課長 そのとおりだと考えています。今ご説明した取り組みも、区の実行計画に基づいて、こちらのピンクの地域を3カ年計画で行っていかうということで、そういった実態調査を行い、しっかり働きかけを行っていくということで取り組んでいきたいと思っています。

会長 その辺も少し、課題、対策というところに補強していただいたらいいのではないですか。

どうぞ、あちこち飛んでしまってももちろん結構でございますから。

副会長 今の会長のご質問を整理すると、そもそも後退していない物件について後退させて、道路状にする場合と、既に後退しているけれども道路状になっていない場合の2通りあって、どちらについてもこの助成は適用があるということですのでよろしいのですよね。

狭あい道路整備課長 後退していただければ、塀の除却などの助成や公費をもって道路状に整備

する対象となります。

副会長 費用は出るということですよ。

会長 当然、家は下がっていてもらっていないと困るけれども。

副参事 家は下がっているけれども、塀は後退していないというものについては、塀の除却費を出すとか、地区によっては築造費の助成金もあります。

副会長 これは、塀の除却費と書いてあって、塀だけなのですか。

副参事 塀や門扉などが対象となります。

副会長 支障物件であれば全て出すということなのでしょうか。

副参事 建築基準法との兼ね合いもあって、建物の附属物である塀については助成いたしますが、プランターなど、いわゆる支障物件についての助成はありません。支障物件の設置の規定に違反しているものには出していません。

委員 そうですね、おかしいですね。それはそうですね。

副参事 助成した方が進むという考え方もあるとは思いますが。

副会長 後退しているけれども、花壇みたいなものを除去させるためにはどういう手段で行うわけですか。

副参事 まずは花壇を除却してくださいとお願いします。除却していただければ、公費で道路状に整備をいたします。

副会長 花壇をどけない場合はどうするのですか。

委員 そうすると勧告命令。

副参事 条例では、勧告あるいは措置命令となります。

副会長 命令でいくしかないということですね。

副参事 さらに公表という形に進んでいくということになります。

副会長 理屈上はですね。

副参事 それを粘り強く指導させていただいているのが現時点でございます。ご理解いただいて撤去していただいています。

先ほどの、委員の質問にはお答えにはなりませんけれども、30年度にはチラシ配布や訪問した件数が428件あります。そのうち道路状に整備できたのが38件です。前回配付しました実施状況報告書にお示ししています。

委員 除却したのは38件ということですね。

副参事 除却などを行い、道路状に整備できた件数です。

委員 道路状ね、わかりました。これは道路状のほうですね。

副参事 その段階として、支障物件をどけてくださいというものがあります。それから先ほど出ている協議については、あくまでも後退線についての協議は積み上げてやってきており、建物を建てる際の事前協議もありますが、この場合もこの線でどうでしょうかという協議をさせていただくので、支障物件を除却してくださいというときに協議をするという、線を確定する辺のところは難しい場合があります。

狭あい道路整備課長 こちらには助成内容として塀の除却費と塀の築造費しか記載していませんけれども、後退用地に樹木があった場合には、樹木の移設費、1本当たり1万3,000円を助成します。

副会長 樹木は入るのですね。

狭あい道路整備課長 はい。他に設備配管等があった場合の撤去と移設費、例えば後退用地内にメーターだとか、集水ます等があるケースでは、障害物の撤去だとか移設に関する費用も、申請者が負担すべきとされる費用相当額への助成金もメニューの中に入っています。塀の除却と築造だけではなく、実は細かい部分では、道路状にするためにこういったメニューもそろえています。

副会長 後退部分に水道管とか下水管が、地下に入っている場合なんかもあると思うのですけれども、それも助成金が出るのですか。

狭あい道路整備課長 道路状にするためにはそれが支障となりますので、それを宅地内に移設していただくという費用も助成対象にはなりません。

委員 柵があつたりする場合ですね。

副会長 そう、柵があつたりとか、水道管が下を通っている場合もあります。

委員 下を通っている場合はあり得るのではないですか。道路の真ん中に本管があつて、そこから建物のほうに引く管があるというのは、表面を舗装したりするのには支障はないですよ。

狭あい道路整備課長 表面にはメーターもあります。

委員 メーターとか柵とか、そういったものが。

副会長 表に出ている、柵とか。

副参事 浅い部分は舗装工事の支障になりますので、それも含めて助成します。

委員 含めてやるということですね。

委員 支障物件の是正件数が24件となっていますが、この支障物件を是正してくださいと言っても、やらない件数というのは何件あるのですか。

副会長 そっちのほうが多いのではないですかね。

狭あい道路整備課長 3年間に整理されますので、平成28年度は支障物件に該当する件数が18件ありました。是正は3件しています。平成29年度は19件支障物件に該当する件数がありまして、9件是正しています。30年度は該当する件数は9件ございまして、1件是正しております。

委員 18件あって3件是正したということは、引き算すると15件残っているわけですけども。

狭あい道路整備課長 それと、区の働きかけで、自主整備箇所を道路状にするときに支障物件があるケースがあつて、それはもう支障物件を解消したということで、その件数も含めて24件ということですよ。

委員 いいのですけれども、18件で3件是正された28年度、そうすると残り15件というのは、平成29年の19件の中に入っているのか入っていないのかという。

狭あい道路整備課長 19件に入っています。

委員 入っているのですか。18件やって3件だから残っているのは15でしょう。15で、あと4件増えて19件で9件になるから、残っている10件。10件がでも、次の平成30年度は9件だから、数が合わない。今の話。理屈から言えば。

狭あい道路整備課長 この24という数字は。

委員 24ではないです、今説明した数字を聞いている。18で、3件是正しましたと。残った15件含めて29年度は19件ありましたと。19のうち9是正したら残っているのは10件なのに、何で30年度は9件という、最初の数字が減っているのか。おかしいですよ。数字的には、今の説明。どうしてかなと不思議に思います。

狭あい道路整備課長 年度ごとに集計しておりますが。

委員 いや、だけれども残ったやつは次の年の19件に入っていると、説明されていきますが。

副参事 申し訳ございません。残ったものについては、次年度に入れておりません。

委員 入っていないの。では今の説明が間違いですね。それならいいです。わかりました。そうするとそれぞれ残っているわけですよ。28年度は15件残っていて、29年度は10件残っているから、15と10を足すのですよね、今

の説明だと。そうすると25になるでしょう。25と8件残っているから、全部で33件まだ残っているということになるわけですよ。

33件残っていて、質問は、これは条例の話なので、その人を説得しているときに、なかなかしないという場合に、こういう制度、勧告とかそういうものもありますよと、そこまでいかないで何とかやってくださいという説明をしているのか、それとも関係なく単に、条例をつくったわけですからお願いします、お願いしますと言って、やらないと言って、そのままになっているのか。その辺はどうしているのか。

つまり、勧告・命令という規定を設けて、もちろんそれは実際にはやっていないのはいいのですけれども、そういう規定がありますよということで、ちょっとこのままだと勧告しなくてははいけませんよというような説明をちゃんとやっていて、それでも残っているのか、それを説明していないのか。それとも、もう1つの状況としては、勧告をすと言っても、そんなの勝手に勧告すればいいのではないと言われてそのままになっていて、先ほどおっしゃられたように勧告・命令・公表、だから痛くもかゆくもないよと思っていると。これは空き家の場合にはそういうことがよく起きていて、だから勧告・命令・公表ではあまり役に立たないからといって、全国で代執行の規定に変わっていったわけではないですか。

だから、条例の今の仕組みからいって、実際にどうなのかということは今、知りたいから質問をしているのですよ。言いたいことはわかっただけでしたか。

副参事 なかなか進まないときは、職員は勧告と命令と、そういう措置があることや、場合によっては行政代執行もあるという説明をしています。

委員 代執行は条例にはないのでは。

副参事 条例にあります。

委員 公表と代執行、両方あるのですね。

副参事 代執行もありますという説明をさせていただきます。

委員 それでもなかなか進まないですねということですね。

副参事 それでも、個々のご事情がございまして、そういうのも見ながら。正直に言えば遅いと言われるかもしれませんが、粘り強くやらせていただいているところですよ。

委員 それは、しょうがない面はあると思いますのでわかります。ありがとうございます。
 15足す10プラス8で33件あるのですね。

会長 振り出しに戻るのだけれども、33件ですね。

副参事 33件です。

会長 33件というのは、重点整備路線における支障物件の件数ですか。

副参事 区全域の支障物件が33件ございます。

会長 この広い杉並区全体で33件。

副参事 全てを把握しているわけではございませんが、要望等があった中での33件
 です。

会長 だから、支障物件のある件数を本当に精査したら、33なんてものではない。
 もちろん、程度の問題がいろいろあるけれども。

副参事 28年の土地利用現況調査では全域調査を行っています。

会長 全域を調査した。

副参事 調査の結果として約1,600件、区内にあります。それが本当に支障物件
 に当たるかどうかというのは、精査が足りない部分はありますけれども、可能
 性があるということです。

会長 そのうち、特に何とかが33件とか、その辺がよくわからなくて。

副参事 要望とか相談が来たものが33件でございます。

委員 いや、実際働きかけたかったけれども、実現していないものということですよ。
 全部に働きかけているわけではないから。

副参事 33件はそうです。

委員 だからもっといっぱい、もちろんあるわけです。

会長 本来はあると思います。

副参事 そういう意味では、先ほど課長がご説明していましたが、もっと地域
 ごとに精査して、どこだというのをきちんと調べる必要があるのではないかと
 考えております。

会長 どうしろこうしろというのは、事務量もあるから、そこを言っているわけ
 はないのだけれども、区民への公平性とか客観的状況とかいうので、ほぼ無数
 に近い支障物件のうち、何を、どのエリアとか重点整備路線について当たった
 というのならば、これは理屈としてわかるわけだし、こういう、特に問題のあ
 るエリアについてあぶり出した、それで交渉に入ったというならわかるのだけ

れども、行き当たりばつりに33件交渉しているように聞こえてしまうから、その辺が、公平性という意味でどうなのかなど。

副参事　　これと拡幅整備をするときの折衝が、先ほど平成30年に428件と申しましたけれども、区から働きかけるときには、基本的にはこの色のついているところに入っていきます。それは防災上の危険度が高いところから優先的に取り組んでおります。

会長　　その辺は前回の資料なんかでも読み取れるわけかしら。

副参事　　区全域と示していますので。どこに行ったですとか、どこをやったというのが前回の資料では欠けています。

会長　　重点整備路線は、それはそれでわかるのだけれども。

それ以外のところに、優先順位を高くして、折衝に当たってきた。そういう中でどうだこうだというような、ストーリーがちょっと読めないなと思って。

副参事　　そこのところをちょっと、地区別というかわかるようなつくり方をさせていただければと思います。

会長　　答申のときに、関連資料としてこういうのとか、これの改善されたのとか、前回までの実績資料とかいうのも一応形式上はつけるということで、よろしいのでしょうか。

副参事　　もしよろしければ、答申のもとになっている資料というのを、つけさせていただいたほうがわかりやすいのかなと考えています。

会長　　議会の委員会での説明なんかでも、答申だけ裸で見せてもよくわからない。そういう付属資料が、今日に限らずいずれつくという前提で、我々も議論していったらと思います。

狭あい道路整備課長　先ほど、区内全域での支障物件は約1,600件といたしましたけれども、平成30年の3月の杉並区の土地利用現況調査報告書を確認しましたら、区内全域で1,765件ございました。訂正させてください。

委員　　それだけあるのですね。

狭あい道路整備課長　花壇、植栽、プランターや自動販売機などがございます。

委員　　結構、そのぐらいあるのですね。

狭あい道路整備課長　ただこれは全部が全部、確かに支障物件であるか、当課で把握できていないので、先ほど申しあげましたようにピンクの地域はしっかり調べて行って、区の働きかけもあわせてやっていきたいと考えております。

会長 いろいろな自治体に全体、視野を遠いところから見れば、こういう件数が、全部正しいかは別として、ほぼ把握できている。それで特定のエリアとか特定の路線については、所有者と交渉を進めているなんていうのは、他の自治体では正直言ってあり得ないことですよね。

委員 いいことですね。

会長 だからその辺も、答申の中で評価すべきところはしっかり評価していきたいと思うので、それにつながるような整理をしていただけたらと思います。

どうぞ、今日は完全に整理がつかないまでも、いろいろお気づきの点を。

委員 では、言葉のことでもう一遍確認したいのですけれども。今の、色刷りの紙の課題のところですね。支障物件の1個目、「過年度の支障物件が多く残っている」と、ここで過年度と言っているのと、その次の項目で、「過年度箇所には」というのとがあるのですけれども。ここで言っている「過年度箇所」とか「過年度」と言っている、そもそもの支障物件とかを数えているもとなる件数というのか、それはさっきの基準法で確認のときに、事前協議をした件数が一番ベースにあって、そこから全てが始まっているというふうに理解しているのですか。

狭あい道路整備課長 事前協議は当然、現地確認を伴った協議になるのですけれども、先ほどの実態調査の数値は、区内全域を満遍なく調べて把握した数字でございます。確認申請のあるなしでの整理はしていません。

委員 確認申請とは別だと思えます。

委員 そうではなくて、私が気になるのは、そもそも支障物件があつてはいけないよと言っているのは、4メートル以上に下がらましようねとって、塀は下がるけれども、道路との間にある隙間に支障物件があるかないかという議論をするのだから、そもそも4メートルに下げましようねという話があつたところが全て、議論の出発点なのではないかというのを、まず確認をしようかなと思って、今質問をしているわけです。

狭あい道路整備課長 まずは、建築基準法上では空間確保というところなのですが、今の条例でもやはり、空間確保が目的で、特段自主整備も悪いとは言っていないんですが、そうはいつでも区としてはやはり、道路状にしていきたいという思いがございます。

委員 私が確認をしたいのは、建築確認とか建築行為が起きないのに、後退をする

ということが起こるのか起こらないのか、そういうものが勘定に入っているのか入っていないのかというところを、はっきりしておこうかなと思って、今、質問をしています。

狭あい道路整備課長 そのデータははっきり言って持ち合わせておりません。

委員 ないはずなのですよ。この道路は4メートルになっていないから、これを4メートルにしましょうねというふうに、行政側から4メートルを確保するような行為が始まるということはある得ないと思うのだけれども、そういう認識でいいですよ。

狭あい道路整備課長 当然事前協議の対象になれば、区は働きかけをしています。

委員 事前協議というのは、確認が出るときに全てのことが始まるので。区内には確認が出ないから道路は狭いという状態が、いっぱいあるわけですよ、そういったところの話は、一切議論には上がってこないのですよねというのを、今確認したいと思って、質問しました。

狭あい道路整備課長 おっしゃるとおりでございます。

副参事 折衝に行くのは、平成元年以前の協議がないところもあります。現状で、4メートルとれそうな空間があればそこに何うという形にしています。昭和の時代の建築確認をとっているかもしれませんが、狭あい道路のほうから言うと、協議がないというところにもいっています。

委員 そうですよ。だから建築のそういった事前協議だけではないということでもいいのでしょうか。

委員 4メートル確保できそうな空間があるというのを見つけたときは、折衝に行っているのです。

副参事 4メートル空間があると思われるところには行っています。

委員 それは、かなり恣意的にいくわけですか。

副参事 恣意的というか、先ほどご指摘ありましたけれども、例えば整備地区のこの路線とか、そういうところに行っています。

委員 今、この色を塗ってあるところについてはそういうふうに、区側から働きかけていくことがありますよというのがあるのだけれども、この白地のところはそういうことはあり得ないですよという。

副参事 実態として、そこまでは行けていません。

委員 そうでしょうね、それは。

委員

すごく大事なことだと僕が思うのは、やはり道路は4メートル以上にしましょうねという基本があって初めてこの話というのは、狭あい道路の話というのは始まっているわけではないですか。だから、事前協議をしましょうねというのは、今の条例が始まった平成元年、最初の条例のときから、あとはそれで話わかるわけだけれども。4メートル以上にしましょうねというのは、確認のときは必ず前からあったわけですよね。あったけれども、道路状にしましょうねということは協議もしなかったという時代があるわけですよね。

いつから事前協議をするようになったかというのは、今1つ確認しておきたいのだけれども、事前協議をすれば、そういう状態で下げなくてはいけないということが発生しているということは、把握できるわけだから。始まりが1つわかるわけでしょう。まずそうやって、どこが拵げなくてはならないところなのかというので、話が始まったところから数え始めればいいのだけれども、どこから数えているかというのがよくわからない。

今、建物を建てようと、何もしないけれども、非常に前に庭がいっぱいあるのに、道路が3メートルしかないというようなところについて、4メートルにしましょうねという話を区から始めるのは、どういう場合ですか。この色の塗ってあるところで、気がつけばどんだん区のほうからこれをやっていくのですかというところを、僕はちゃんと理解しておきたいと思って、今質問しているわけです。

確認が出てこなければ、そもそも話が始まらないという話なのか、建築行為を起こそうということも何も起こらない、ただ平穩に、細い道路のところ立派な家があって、立派な庭があって、道路だけが狭い。この色塗りの区域の中だと。そこを、ちょっと下がってもらえば、4メートルの部分全部できて、ここでいう緊急車両とか福祉車両の通行に支障がないようにできるから、ここは拵げていきましょうねというので、現況道路が狭いところで建築の話がないのに、やっていくような話があるのですか、ないのですかというところを、今、聞きたい。

副参事

現在、色を塗ってあるところは特にそうですけれども、路線でパトロールをしたときに、建物は後退しているが塀が出ていて、道路は狭いままとなっている。そういうところには戸別訪問をさせていただいています。それで、塀を除却していただけるか話をします。

委員 やりましょうねと。

副参事 そこに引き続き、道路を拡げますよという話をさせていただきながら折衝していると状況でございます。

委員 この色塗りの中だけですか。

副参事 今できているのは、ほぼ色塗りの中になります。

委員 その辺が、区民に対して公平性というか、どういうところに働きかけをしているかということからすると、私が気になっているのは要するに、道路が狭いという事実は厳然たるものがあるけれども、道路を4メートルにしても建物はあたらないようなところはいっぱいあるわけですよ。そういったところを全て、下がってねと言いに行くかということ、それも実際にはあり得ないことではないかなと思うので。

副参事 どの程度と言われると、地区による温度差があると思いますが、道路が狭いところをパトロールして、ここだけはもうちょっと下がればというところに塀があって、空間があれば、そのお宅へ伺って、塀を壊す費用も出すからという話もさせていただきながら、拡幅整備をしませんかと伺っています。

委員 パトロールをして、積極的にそういうふうな問題箇所を拾い出すという行為をやっているのは、この条例によってやっているわけですよ。

副参事 そうですね。拡幅は必要だという条例の趣旨にのっかって、防災上、それから災害時の避難活動、消火活動、交通の話という意味でやっています。

委員 それは区内全域でそれをやるというふうなスタンスですか、今。

副参事 そうではあります、やはり重点的に火災危険度の高いところというところからやっています。

委員 優先度がありますからね。

副参事 そこで、この色のついているところになっているというところがあります。

委員 気になるのは、長期化しているとかいろいろ課題が出ているのだけれども、支障物件があるよ、ないよというのは、そもそも道路状になっていないところでは支障物件ではないですよ、変な話だけれども。3メートルしかない道路で、そこで塀があってもそれは支障物件ではないわけですよ。それが4メートルになるから支障物件になり得るわけでしょう。4メートルにするという行為をどこから始めるのというのから言えば、確認が出て初めて4メートルにしましょうねという行為が始まるのだから、そもそもただ道が狭い、下がれば道

は広くなるのだけれども下がっていないという状態のところを、狭いから広げてねとわざわざ言いにくいところまでやっているのですかというのを、僕ははっきりさせておきたいなと思っていたわけ。

委員 それは当然やっていますよね。

土木担当部長 今までは、建築確認に基づいてやってきました。それだと年間8,000メートルぐらいしかいかなかったものを、積極的に区が働きかけていくということで、全部をやれば確かに公平性の観点からいいのしょうけれども、人員も予算も限られたものがあるので優先順位をつけて、まずはこの危険度の高い、色のついたところからやっていくことにしています。

委員 整備地区からやっていくのですか。

土木担当部長 それで、ただやみくもにいても、建て替えのないところで下がってもらうというのは難しいので、塀の除却費なりを手厚く補助するような制度をつくってお願いに行っているという実態です。

委員 だから、建築基準法、事前協議をやっているところかどうかというのは、直接関係がないのですよ。それで、やはり危険を減らすためにやるというのが区長の考えで、それを一生懸命やっというということで、ただ全域もちろんやればいいですけども、順番、優先順位があるから、このピンクとか火災危険性が高いところとか、青いところとかをやっているということですから。

これはもちろん人員の関係があるので、重点的に危険度の高いところからやっていくというのは当然のことで、その取り組み自身はもちろん区長の方針に合っていることですので、一生懸命やっておられるということで評価すべきことだと思っています。

委員 私はまだ納得していないのだけれども。

委員 建築の事前協議があったところしかやってはいけないということは、あり得ないですよ。

委員 いや、そういうのではないのですよ、やってはいけないと言っているのではないのですよ。議論のベースになっているものが、どういうのが対象になって議論しているかというのだけはっきりさせておきたいと思っています。

委員 私は、危険性の高いところをやっているということだと思います。

委員 僕はそうではないと思います。それは違うと思う。

委員 違うのですか。でも今、区の説明はそうですよ。

委員 区のほうで、危険性が高いと判断をしたところというのは、全部の区について危険性が高い、高くないというふうな判断をしているかといったら、今の体制から言って、それは全部できるはずはないと思います。

委員 そこは違いますよ。区が、ちゃんとこれ火災シミュレーションとかで、危険性が高いというのを指定しているわけですから。

委員 だから、この中は中でわかるわけですよ。中はわかるのですけれども。

委員 それ以外のところですか。

委員 それ以外のところも、今出てきている数字というのは全部基本的には、支障物件を除却したのもしないのも全部、区内全域の支障物件があるないという話はあるわけですよ。それは基本的には、調べに行つてわかつたわけではなくて、事前協議があつて初めてそういうものがあるよというのは、実際には把握されているのでしようというふうに思っているわけです。

委員 それは私は違うと思いますけれども。

委員 そうではなくて、区が調べていっているのは目下のところは、この整備地区ないしはそれに準ずるようなところだけは、パトロールして調べていますよというのか、それ以外のところもパトロールをして、そういうものが出てくれば、どこでもそういうふうに行っていくのですかという、その辺の境目がよく見えないから、お話を聞こうと思つて言っているわけです。

副会長 委員のおっしゃっているのは、単純に道路が3メートルしかないのを4メートルに広げてくれますかねみたいな、そんな話は恐らく区はしていないのだらうなど。

委員 そうです、そこです。

副会長 副参事のご説明でも、大体现状4メートルあるようなところで、支障物件になりそうなところの物件について、重点的に除去していただけないかという話し合いなりお願いに行つているというお話ですから。委員がおっしゃっているようなことは、要するに区としてはやっていないのではないかと思うのですけれども、やっているかやっていないかをまず確認したいということですよ。

委員 今の条例で、とにかく。

副会長 条例では、できないですよ。

委員 4メートルの道になるようにしていきましょうと言っているのは、基本的に4メートルに下げるといふのができて、だけれども、空間があいているけれど

も支障物件があるというのは直していきましょうと。支障物件というのはまず、空間があいたというのが前提で議論が始まるのでしょと。

副会長 支障物件でなければ意味がないわけですからね。

委員 そうでしょ。4メートルに下がったけれども道路との間に物があるという状態を出発点にしている。これが支障物件だと。だけれども、道路の状態になっていないで、3メートルしかないところで、塀を下げてくださいねというのは、今言った支障物件という話とは違うでしょと思ってるわけですよ。

副会長 だから、それは区としてはやっていないでしょという意見です。

土木担当部長 支障物件は区内全域でだめですよと、禁止していますので、あれば是正を求めていきます。

委員 4メートル、道路状になっていなくても。

土木担当部長 ただもう1つの、是正ではなくて、塀とかがあって、まだ道路を拡幅するところでは、この色のついたところから積極的に区は整備延長を伸ばしていきたいという考えで当たっています。もちろん建物が当たっているようなところは、建て替えがないと進みませんので、この補助を使って合意いただけそうところについては、働きかけて整備を進めていきたいという考えです。そのために手厚く補助をここに当てています。

狭あい道路整備課長 それとちょっと違うかもしれないですけども、昨年の通学路におけるブロック塀の倒壊事故を受けて、狭あい道路整備課では、通学路かつ2項道路に接する危険ブロック塀があれば、後退が前提なんですけれども、それに対しても助成金を。これはこのエリアではなく、区内全域が対象になります。

委員 関係なしですね。この前、たしかそれを確認させていただいた。

狭あい道路整備課長 区内全域でも出せますので、区も昨年度この地区に3,000枚近く、沿道にチラシをまいて、問い合わせも十数件来ています。まだ実績にはなっていませんが、こういった働きかけを行って、ブロック塀が危険で、なおかつ通学路になっていますので、拡幅整備につながるよう、全域ではそういった取り組みを進めていきたいと思えます。

会長 ですから、確認が大前提だけれども、それ以外でも可能性があるところ、必要性があるところについては拡幅整備を入れているのだという、そういうストーリーがこの条例に基づいて行われているということ、きちっと表明したらどうですかね。

この表で言うと、この実績のうちの、拡幅整備のうちの折衝延長というのがそれに当たると思っているのですか。

狭あい道路整備課長 そうです。

会長 28年、8、300メートルのうち450メートルが折衝の延長であると。これが仮に20メートルずつとしたら、20件ぐらいになるわけだけれども。

狭あい道路整備課長 この括弧書きの数字が、区の働きかけによる、建築を伴わない拡幅整備の延長です。

会長 働きかけという、協議というのと働きかけ、折衝とか、その辺の言葉をきちっと我々が理解すれば、数字も読めるのだけれども。

委員 何となく、理解がまだ不行き届きなのだな。

副会長 納得いかないのですね。

会長 でも、やっていることはわかるでしょう。

委員 大体わかりますね。

会長 ストーリーをちゃんと立てろというのは、区内全域にいろいろ問題はあるけれども、特に防災上大事なところとか、通学路とかについては優先順位を高くして折衝に入っているのだということを、もうちょっと明示的に言わないと、不公平ではないかとか、行き当たりばったりではないかとかになってしまうので。

かつ450メートル、953メートル云々も非常に大事ではあるということ、我々も条例に基づく3年間の成果として、今後それももっと拡充していいのではないかということ、指摘してもいいのではないですかね。

委員 そうですね。そうだと思います。

会長 それで多分、そうすると物すごい事業量が膨大になってしまうということも、どのくらいあるのかなということも多少予測しながら、どういうところでやっていくかということも整理していただかないと、行き当たりばったりだという批判を受けてしまいますよね。非常に微妙なところですけども。客観資料だけでここということもないから。

委員 なかなか難しい。

会長 相手もあるし、地元の意向もあるでしょうね。

委員 それは説明ですよ。やはり危険性があるし、ぜひお願いしますという説明の話なので。それを優先的に働きかけを進めていますということきちんと、今会長がおっしゃるように区の考えとして固めておけば、よろしいのではない

ですかね。

委員 説明が通ればね。

会長 それが条例を根拠にというところに引っかけられれば。条例と関係なしにやっているとなると、また一体それは何だという話になってしまいますから。でも大事な話ではありますよね。家は下がっていてくれるのだから、支障物件を含めて、ブロック塀を除いてもらえば舗装もできてしまうし、それは区が手厚くやってあげるわけだから、ぜひというのは、地元にとっても大変いい話ですよ。

狭あい道路整備課長 先ほどの発言で、補足を若干させてください。通学路のブロック塀、区内全域そうなのですけれども、ブロック塀は支障物件ではないので、当然、協議という形をとらせていただきます。いわゆる2項協議で後退線を区のほうで明示させていただいて、それで承諾いただければ、その後退時にまた塀を新たに作り直すことに助成を出すということです。建築確認ではないですけれども、協議という形で、2項の線出しをして、下がっていただきます。

会長 基準法に基づく、建築物の付属施設としてブロック塀が認定できるから。

狭あい道路整備課長 支障物件ではございません。

会長 協議という言葉を使って構わないということですね。

狭あい道路整備課長 協議させていただいて、後退位置も承諾していただいた上で、新たに後用地より宅内側に築造していただく。それは区内全域の2項において時限的な要綱になっていまして、今年度いっぱい行ってまいります。

委員 いろいろなのが重なっていますからね。要綱で動いている部分でも同じような協議をして、下がってもらうというのもあり得るわけですし。

委員 ちょっと別の話。この、カラーの横長のやつの課題のところ、建て替えが減少傾向にあり、整備延長が減少しているということなのですけれども。私も詳しくわからないのですけれども、建築基準法が去年改正されて、用途変更とかがしやすくなったりしていると思うのですけれども。今はこういうことで、今後建築基準法の改正によって、何かこういったものの影響というのはどうなるのかということは、説明していただけると。平成30年改正です。

建築課長 まず、減少傾向の話をもっと最初にしたほうがいいと思うのですけれども、やはり、5年スパン10年スパンで見ると、確認申請件数が約2,800件から3,000件ぐらいありました。それが2,500件ぐらい、だんだん減少している

傾向にはあります。確認申請自体が少なくなりつつあると。

あとは、建築基準法の改正と、その確認件数の増減については、1つ杉並に関わる部分で言えば、一番大きいところは建蔽率の緩和というのが出てきて。準防火地域で、いわゆる準耐火以上の建物を建てると10%緩和があると。そうすると、それは少し確認が増える誘因にはなるのではないかと。ただ、それがどれくらい増えるのかというのは、ちょっとよくわかりませんね。

ですから、新潟での火事だとか、糸魚川の火事だとか何かを踏まえて、そういった建蔽率の緩和という流れはあります。増える件数はどれくらいになるのかというのは、ちょっとわからない部分がありますが。

あとは、手続の合理化だとか防火規制の合理化で、前は防火地域で、耐火建築物しか建てられなかったのですけれども、延焼性を高めて中が木造にできるようになったとか、自由度は少し出てきたと。ただ、それもやはりどれだけの確認件数の増減につながるかというのは、ちょっとわかりません。以上です。

会長 今のに関連して言えば、建て替えは減少傾向にあり、整備延長が減少しているというのは、課題というより実況であって。これを課題だからもっと建て替えろというなら課題だけれども。あくまで事実関係があって、しかもベースは経済状況とかいろいろあるから、予測はわかりませんよね。

委員 課題ではないかもしれません。

会長 確かに用途緩和等々あるけれども、例えば既存住宅をお年寄りのための小さい施設として使うとか、事務所的に使うとか、お店的に使うとかいうようなことも、やや自由になるけれども、世間の注意とか。ただそれは建て替えは伴わないので。

委員 用途変更ですね。

会長 用途変更は届け出なくてはいけないのですかね、厳密に言えば。

建築課長 緩和されまして、今まで100平米以上の用途変更については届け出が必要だったのですけれども、200平米以下であれば届け出がなくなりましたので。逆に区が把握する件数は少なくなったかもしれません。

会長 わかりました。

副会長 ちょっと関係するのですけれども、この重点整備路線ですけれども、特にこの2号路線なんかは、支障物件はゼロだと伺っているわけで、基本的にここを

どう重点整備路線を今後対策として考えていくかというのが必要なわけですが、先ほどのご説明ですと、まず基準法違反の建物については、建築課から指導みたいなことをしていただいているというお話もありますが、基本的に、では建て替えるとなると、ここに出ているように後退線が不明確という問題がまず出てきてしまうわけですね。

この中心線の位置出しというのは、これは予算が伴うと思うのですが、その辺何か、予算の計画はちゃんとついているのでしょうか、これは。

狭あい道路整備課長 2号路線につきましては今年度中心線を出す予定です。

副会長 どの程度やろうという、もう具体的なめどみたいなものはあるのですか。

狭あい道路整備課長 今年度中にはやっています。

副会長 今年度中にこの重点路線はできるみたいなことなのでしょうか。

狭あい道路整備課長 出していって、それでうまく折衝までいければと。重点整備路線は、中心線を出す方向でやっていきたいと考えています。

副会長 せっかく重点と言っている割には進んでいないので。何とか対策を考えなければいけないと思うのですが。

狭あい道路整備課長 今までの協議会でもいろいろご意見いただいていますけれども、建て替えを待っているとなかなかできないので、ある程度積極的に入っていくには、やはり中心線を出して、どのくらいあなたの家が当たっているのですよというのを言えないと、区のほうも、不明確な話はできません。

副会長 そうですね。

狭あい道路整備課長 はっきりとそこら辺は提示していきたい。地元への入り方につきましては、既にもう重点整備路線ですので、ある程度沿道の皆さんは周知されているのですが、改めてそういった取り組みも、今年度は考えています。なかなか成果はすぐ出るかはわかりませんが。

委員 それはしょうがない。

狭あい道路整備課長 そういったことも、こちらの課題を整理させていただいて、対応策の中にも記載させていただきます。

委員 今おっしゃられたように、中心線の位置出しというのは非常に大事なので。

副会長 重要ですね。

委員 そこをまず第一歩としてというのは非常に、進める上では必須だと思いますので。

会長

今日のご議論に基づいて、また次回これらの整理をしていただいて、再度議論を進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。今日の議論はおおむねこのくらいにして、次回以降どう進めるかというご説明をいただいてよろしいですか。

では、あと二度ぐらいやるだろうというのはご了解いただいたということで、あと事務的に、ではお話させていただきます。

議論の整理はなかなか難しいですけれども、議事録もあることでしょうし。幾つか重要な点が、やればやるほど出てまいりますけれども、できるだけ資料も含めて区民や、議会でもそれがもとになると思いますので。次回までにまず第1段階の整理をしていただいて、あわせて答申についても、また次回のときでいいですけれども。

感触としては条例の一部改正までは今回まだ、そこまでの必要性はなくて、今までの経緯をもう1回きちんと整理して、評価して今後現改正条例のもとで、いくべきことを答申するみたいなことかなという印象を持つのですけれども、その辺はいかがでしょう。基本的には。

委員

私は今のところ、まだ3年で改正を要するところまでは問題が出てきていないような気がするのです。今の進め方というのを、もう少し継続するという方向が、今回の諮問に対する議論としては、このまま継続をして頑張りましょうねというのがちょうどいいところではないかなというふうな印象を持っています、今のところ。

会長

という具合に、各委員さんもそういう印象であるというぐらいを、今日お伝えしておいて、次回に備えていただくと。あえて、やはりここだけは改正してしまおうというのがあれば、またそれはそれで議論しないといけません。

副参事

本日いただいたデータのわかりにくい部分、中身のわかりにくい部分、条例に基づいていることがきちんと見えない部分など、いただいたご意見について整理させていただいて、次回にご議論いただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。それでは、ほかにご意見なければ、今日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —